

平成 30 年度兵庫県国民保護計画の主な変更内容

国の「国民の保護に関する基本指針」（H29.12 改正）の変更等を踏まえ、①「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加、②「避難施設の指定」の箇所に、避難施設の収容人数を把握し、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記、③「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、平素から全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と弾道ミサイル飛来時の行動の周知に努めることを明記、相互応援協定及び関係機関との協定の追記、統計数値の時点修正、県の組織改編に伴う変更及び用語の適正化等を併せ、兵庫県国民保護計画の変更を行う。

1 基本指針の主な変更内容（P 1）

変更事項	内 容
○武力攻撃災害訓練に関する追記	・NBC（核・生物・化学）対応や広域・地下避難等の訓練の人口密集地を含む様々な場所や想定での実施 ・訓練での実際の資機材や様々な情報伝達手段の使用
○国民保護事案発生時の避難施設に関する追記	避難施設に可能な限り受け入れるための施設の収容人数の把握
○弾道ミサイル飛来時の対応に係る県民への周知に関する追記	市町と連携した全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び県民がとるべき避難行動の周知

2 相互応援協定及び関係機関との協定の締結の追記（P 2）

- 防災のための相互応援協定一覧への追記
- 防災のための関係機関との協定一覧への追記

3 統計数値の時点修正（P 3～P 7）

- 気候及び降水量の修正
- 人口分布の修正
- 資機材の整備状況の修正 等

4 県の組織改編に伴う変更及び用語の適正化等（P 8～P 19）

- 県の組織改編に伴う修正
- 用語の適正化 等